



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・給与計算・年末調整
- ・労災に関するご相談・請求手続き
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案



今年もあと残りわずかとなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

先日は私の〇歳の誕生日でした。朝起きたら息子が、体に貼る「温熱シート」というものをサプライズプレゼント（前日私が薬局で買おうとしたら、息子がそれ買わんでいいよ！と強く阻止したので??だったのです...）。娘が「中学生になったら考えることもパワーアップするねん。」と言って、数日後に盛大な!?誕生日会を開いてくれて、とても嬉しい誕生日でした。

年末に向け慌ただしくなってまいりますが、どうかご自愛いただき、よいお年をお迎えくださいませ。



* 気になるお金の相場 *

～社員の家族が死亡した場合の香典～



社員の配偶者が死亡した場合の香典（通夜・告別式に持参する場合）の相場は、3万～5万円が多いようです。

（日本実業 2009年調査 集計企業数 223社）

（単位：円）

	一律定額で支給	勤続年数に応じて支給				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	100万	70,000	100,000	150,000	150,000	200,000
最低額	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000
最多回答額	30,000	30,000	50,000	50,000	50,000	50,000
平均額	43,099	28,163	43,300	54,800	59,149	64,318

★これで完璧！ 12月の事務



☆年末調整☆

毎月の給与や賞与から所得税を天引き（源泉徴収）されていますが、年末の時点で1年間の所得に対して実際に負担すべき年税額を計算して、これまで徴収された金額との過不足を清算する手続きです。今年最後の給与・賞与の支給が確定した後に行います。今年は扶養親族の扱いが変更になっています。控除対象扶養親族は、16歳以上（平成8年1月1日生まれ以前）、特定扶養親族は19歳以上23歳未満（昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ）です。ただし、年齢16歳未満の年少扶養親族であっても、障害者控除の適用は可能です。

☆賞与支給☆

賞与を支払う際には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、所得税をそれぞれ控除しなければなりません。社会保険の加入者については「賞与等支払届」を作成し、支給日から5日以内に管轄の年金事務所に提出します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、12月12日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

11月分の社会保険料・児童手当拠出金を1月4日までに納付。

☆10月決算法人の確定申告と納税☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに12月中の決算応答日までです。



ミスした社員に損害賠償できるでしょうか？

Q. 印刷業を営んでいますが、社員のミスで広告主であるお店の電話番号を間違えてチラシを印刷してしまい、刷り直すことになりました。刷り直しにかかった費用数万円をミスした社員に請求できるでしょうか？

A. 社員に損害賠償を請求することは可能ですが、全額の請求は難しいでしょう。

実際に生じた損害について労働者に賠償を請求することは違法ではありませんが、社員は会社の指揮命令のもと業務を行っています。会社はそれによって利益を得ているが、労働者だけにリスクを負わせるのは公平でないため、今回のケースのように労働者のミスが原因だとしても、労働者が賠償しなければならない範囲は一部にとどまる、というのが判例や学説の考え方です。社内で二重三重にチェック体制を整えるなど、会社にも損害を回避するためにできることやすべきことが、あつたはずだということです。

では、実際どの程度なら労働者に賠償させることができるのか？ 結論はケースバイケースなのですが、過去の判例では、製造現場での居眠りにより機械のスイッチを押し忘れたことにより約 300 万円の損害を生じさせた労働者に対して、賠償額をその 4 分の 1 としたものがあります。ただし、業務を行う過程で通常発生することが予想されるミス（軽微なもの）については損害賠償請求を認めないとしたものがありますし、一方では横領や背任行為など、労働者が故意に会社に損害を与えた場合は全額を請求できるケースもあります。

ちなみに労働基準法では、違約金や損害賠償金額を予定する契約を結ぶことは禁止されています。かつて、過酷な職場から労働者が脱走するのを防ぐために「退職したら〇円の違約金」などという契約が結ばれていたことがあります。金額を予定することは、労働者の退職の自由を奪うことになると考えられるためです。このようにあらかじめ金額を決めておくことは違法となります。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

